

# 昭島市認知症高齢者等 個人賠償補償事業



「昭島市認知症高齢者等個人賠償補償事業」に加入をするとどのような時に補償をしてもらえるの？

日常生活の事故で相手に損害を与えてしまった場合に賠償金などを補償します！



## 実際にあった高額賠償事例

海外のホテルでバスタブのお湯をあふれさせ、階下と周囲の部屋が使用できなくなったことで、ホテルから賠償を求められた。



賠償額

約 1,300万円

(東京地裁 1992年4月23日判決)

駅構内でキャリーバッグを引いていたら、通行人に接触し足にケガをさせてしまった。



賠償額

約 103万円

(東京地裁 2015年4月24日判決)

以下のような事故でも  
支払対象になります！

## 認知症の方でどのような事故が考えられるか

- お風呂のお湯を出しっぱなしにしてしまい、マンションの階下に水漏れを起こしてしまった。
- 仕舞い忘れていた庭の脚立が倒れて通行人に怪我をさせてしまった。
- 店のドアの開け方が分からず、無理に開けようとして壊してしまった。
- 誤って線路内に立ち入り、電車を運行不能にってしまった。



★ 事業への加入者ほか、加入者の配偶者など(注)も補償の対象者として扱われます。(ただし事業への加入者が起こした事故に限ります。)

(注) 補償の対象となる方は以下のいずれかに該当する方となります。

1. 事業への加入者
2. 事業への加入者の配偶者
3. 事業への加入者、またはその配偶者の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)
4. 事業への加入者、またはその配偶者の別居の未婚子
5. 1~4のいずれかに該当する方が無責任能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者等。